

大分大学大学院医学系研究科再入学取扱細則

平成26年3月4日制定

平成26年医学系研究科細則3-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学再入学規程（平成24年規程第19号。以下「再入学規程」という。）に定めるもののほか、大分大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）における再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

(出願可能期間)

第2条 再入学は、退学又は除籍後から起算し5年以内に限り志願できる。

(再入学の出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、再入学規程第3条第1項に規定する再入学の出願に係る所定の様式のほか、研究科が必要と認める書類を提出しなければならない。

(再入学者の審査)

第4条 再入学の審査は、医学系研究科再入学審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及び面接又は口述試験を総合して選考を行う。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 指導予定教員
- (3) 研究科長が必要と認める者

(再入学の決定)

第5条 再入学の決定は、前条の審査委員会の審査に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(既修得単位の認定、修業年限及び在学期間)

第6条 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び在学すべき年数等については、審査委員会が審査し、研究科委員会の議を経て決定する。

(再入学者の休学期間)

第7条 再入学者の休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して2年を超えることができない。

2 再入学者の在学すべき年数が2年に満たない場合における当該再入学者の休学期間は、在学すべき年数と同じ期間とする。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。